各務原市学校建替基本方針に係るケーススタディ業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1．委託概要

（1）　委託名称　　各務原市学校建替基本方針に係るケーススタディ業務委託

（2）　背景・目的

本市では、学校施設の老朽化に伴い、計画的で円滑な学校施設建替事業の実施に向け、今後の学校施設のあるべき姿や整備の進め方について学校建替基本方針策定委員会を設置し、検討を進めているところである。

本業務は、学校建替基本方針策定委員会における検討内容をふまえ、本市における小中学校の建替に関するケーススタディを行う。それぞれの学校区によって児童生徒数には大きな差があり、具体的な建替検討についての検討内容も違うことが容易に想定され、課題も異なることは明らかである。今後の個別の学校建替時の課題・問題点・検討事項等を洗い出し、この先の個別の学校建替の方向性を見極める補助資料とし、個別の学校建替事業へのスムーズな移行を図ることを目的とする。なお、必要に応じて基本方針へのフィードバックを行う。委託内容の詳細は、別紙仕様書を参照すること。

（3）　履行期間　　　契約締結日から令和 6 年 6 月 28 日（金）

（4）　事業費の上限額　5,236　千円　（消費税及び地方消費税込み）

（5）　支払い方法　　　業務完了時の一括払い
令和 5 年度　契約金額の　0%相当の額
令和 6 年度　契約金額の 100%相当の額

2．参加資格

（1）　参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 単体企業であること。（協力事務所として他の事業者に特定分野について担当させる場合は、「参加意思表明書（様式 1)」に明記すること。）
② 各務原市競争入札参加資格を有していること。
③ 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成１４年９月３０日決裁）による指名停止を受けていないこと。
④ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２２年７月２３日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

でないこと。

⑦ 小中学校建替に関する業務の経験を有する者

（２） 参加に関する制限

① 同一の参加者からの提案は１点のみとする。

② 協力事務所は、他の参加者の協力事務所となることはできない。

③ 参加者（協力事務所を含む）が、次の各項目のいずれかに該当する場合は、参加することはできない。

ア 評価委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

イ 評価委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業

ウ 評価委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者が在職する企業

３．提案書の評価基準及び選定方法

（１） 評価委員会

提案採用者の候補を選定するため、評価委員会を設置する。評価委員会は下記の５名の委員で構成される。

（五十音順）

氏　名	所　　属
大矢　貢	各務原市企画総務部長
鈴木　賢一	名古屋市立大学　特任教授
服部　吉彦	中部学院大学　教授
福島　茂	名城大学　教授
横山　直樹	各務原市教育委員会事務局長

（２） 第１次審査（書類審査）

① プロポーザル参加者が５者以上の場合は、以下のとおり第１次審査（書類審査）を実施する。なお、プロポーザル参加者が４者以下の場合は第１次審査を省略し、第２次審査において書類審査をあわせて実施する。

② 第１次審査における評価項目、評価基準の概要、配点は別紙評価基準表の評価基準分類第１次審査項目による。なお、評価基準分類第１次審査項目の満点の５割を最低基準

ラインとする。

③　選定結果については、電子メールにて全参加者に通知する。なお、選定された者のみ、選定結果及び第２次審査(ヒアリング)等を実施する旨を、電子メールにより通知する。

（３）　第２次審査（ヒアリング審査）

①　第２次審査では、以下のとおり、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、審査委員によるヒアリングを行う。

②　時間は１参加者につき 30 分以内（発表２０分以内＋質疑１０分以内）とする。

③　出席人数は１参加者につき３名まで（ＰＣオペレーターを含む）とする。

④　評価基準は別紙評価基準表の評価基準分類第２次審査項目による。

⑤　選定方法

評価委員会の委員が、評価基準の項目ごとに点数を付し、第 1 次審査と第 2 次審査の評価を総合的に判断した上で各委員の点数の合計点が最も高い参加者を受注者の候補として選定する。ただし、満点の６割を最低水準点とし、これに満たない場合は受注者の候補としない。なお、最も高い参加者が複数ある場合は、その中から委員長が決定する。

⑥　選定結果については、書面にて第２次審査参加者に通知する。

（４）　留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等に基づき行うこと。当日の追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクターやスクリーンなど、市の所有する備品の使用を希望する場合は、参加意思表明時にその旨を申し出ること。

プレゼンテーションの際、参加者名称の表明及び記載はしないこと。

４．提案内容

次の各項目について提案を求める。なお、詳細は、別紙評価基準表の評価基準を参照のこと。

（１）　業務実績

（２）　人材の確保（管理技術者が有する資格や経験等）

（３）　業務実施体制（組織体制及びバックアップ体制）

（４）　業務の進め方（業務スケジュール及び調査方法、アプローチ手法）

５．提出書類

下記に示す提出書類（１）、（２）を「６．日程」で示す期限までに事務局宛にそれぞれ 10 部提出すること。

（１）　参加意思表明書類

①　参加意思表明書（様式 1）

②　会社概要・業務実績（様式 3）

③　管理技術者調書（様式 4）

（２）　提案書類

①　提案書

様式は任意とするが、Ａ４縦長片面４ページ（Ａ３可。その場合、横長片面２ページ）

までの横書き左綴じとする。なお、記載順は「４．提案内容」の項目順とし、表紙および目次は頁数に含まないものとする。

② 見積書及び内訳書
「別紙仕様書６．委託内容」に示す検討パターンを想定した見積書とすること

③ 「２．（１）参加資格要件 」の資格等の各種資格を証明する書面の写し及び社員証の写しなど

④ その他ＰＲ資料（同種業務の実績が分かる資料など）

６．日程

内容	日時	備考
実施要領等配布	令和５年６月 30 日（金）	各務原市公式ウェブサイトにて公開
実施要領等に関する質問書の提出期限	令和５年７月 14 日（金）	メールのみ受付
質問書に対する回答	令和５年７月 20 日（木）	７.を参照 左記日程までに、すべての質問への回答を一括して各務原市公式ウェブサイトにて公開
参加意思表明書類の提出期限	令和５年７月 27 日（木）	提出書類 5.（１）①～③ 持参もしくは郵送（必着）
第１次審査の実施	令和５年８月１日（火）（予定）	3.を参照 プロポーザル参加者が 5 者以上の場合
第１次審査結果通知	令和５年８月１日（火）（予定）	3.を参照 プロポーザル参加者が 5 者以上の場合
提案書類の提出期限	令和５年８月 10 日（木）	提出書類 5.（2）①～④ 持参もしくは郵送（必着）
第２次審査の実施	令和５年８月 23 日（水）	3.を参照 詳細は、後日参加者へメールにて通知
第２次審査参加者への結果通知	令和５年９月下旬（予定）	3.を参照
契約締結	令和５年 10 月上旬（予定）	8.を参照

７．質問書

（１） 本要領の内容に関する質問は、質問書（様式２）に記載したものを電子メールに添付

し「６．日程」に示す期限までに事務局宛に送付すること。
（２） 質問及び回答の内容を市公式ウェブサイトに公表する。その際、質問者名は公表しない。

８．契約事項

（１） 契約については、受注者の候補と別紙仕様書及び提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、契約金額は、「１．委託概要（４）」に示す額を超えることはない。

（２） 「９．資格喪失」に該当する場合等により受注者の候補との契約締結が不可能となった場合は、次点の参加者を受注者の候補とし協議を行うことがある。

（３） 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

９．資格喪失

（１） 「２．参加資格」を満たさないことが判明したとき。

（２） 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

（３） 「８．契約事項（１）」で行う協議が整わなかったとき。

１０．その他

（１） 本プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。

（２） 本プロポーザルは、「１．委託概要（１）」の契約における受注者の候補の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものとならないことがある。

（３） 書類の提出の受付は、各務原市の休日を定める条例（平成３年条例第６号）に規定する休日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分（12 時から 13 時を除く）までとする。
また、郵送の場合は、 郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。

（４） 提出された書類について、各務原市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第６条第１項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

（５） 受注者の候補以外の参加者の提案書等は、原則として当該参加者に返却するものとする。

（６） 提出期限後の書類の差替え再提出は原則として認めない。

（７） 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。

（８） 評価、採点など審査内容及び審査過程に関する問い合わせには応じられない。
また、選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。

（９） 本要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

１２．本案件の事務局

各務原市教育委員会事務局学校施設課 担当：仲村・中嶋
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地　産業文化センター7階
TEL ： 058-383-1814（学校施設課直通）
FAX ： 058-389-0218（産業文化センター7階共通）
Email：gakkoshisetsu@city.kakamigahara.gifu.jp
※ メール件名は「【ケーススタディプロポ】（○○○（参加者名））」とすること